

学校いじめ防止基本方針（令和5年度）

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校定時制課程

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「県立都城泉ヶ丘高等学校（定時制）いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持する目的のため、学校・県・国・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び宮崎県いじめ防止基本方針（平成29年7月13日改定）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

Inhalt

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1)	いじめの防止	1～2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
(4)	地域や家庭との連携	2
(5)	関係機関との連携	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめ防止等のために本校が実施する取組	2～3
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	3
(2)	いじめの防止等のための組織	3
(3)	いじめの防止等に関する措置	3
ア	いじめの防止	3～4
イ	早期発見	4～5
ウ	いじめに対する措置	5～7
エ	インターネット上のいじめへの対応	8
2	重大事態への対処	8
(1)	県教育委員会又は学校による調査	8
ア	重大事態の発生と調査	8～11
イ	調査結果の提供及び報告	11
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ます。

(2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切だと考えます。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目指します。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点を持ちます。

エ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、未然防止につなげます。

オ いじめ問題への取組の重要性について、学校全体に認識を広め、地域、家庭と一

体となって取組を推進するための普及啓発を行います。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

イ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談、2者面談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ります。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、ただちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を行います。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておき、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行います。

ウ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめ問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者についても指導を行います。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を行います。

イ 家庭訪問や3者面談、授業参観週間、職場訪問等を通して生徒の情報を収集し、生徒理解に努めます。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携を行います。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する取組

校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるように努めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 本校では、県の基本方針及び国の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定めます。

イ 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成

等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ります。（「学校いじめ防止プログラム」（資料1））

ウ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアル（「早期発見・事案対処のマニュアル」資料5）を定めます。

エ いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的対応方針を定めます。より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ不登校対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込みます。

(2) いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、法第22条に基づき「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

【構成員】

校長、教頭、中途退学対策対応教員、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年代表、養護教諭、人権教育担当、関係職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- アンケート調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 気になる生徒の情報交換及び支援方法の検討

(3) いじめの防止等に関する措置

国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】（資料2・5）を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

ア いじめの防止

(ア) いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめ防止活動に取り組みます。

(イ) 未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

(ウ) 生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要になる場合があります。このため、生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を

理解させるよう努めます。

(エ) 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくります。

(オ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

(カ) 生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する生徒会活動の活性化を図ります。

(キ) 具体的な活動として以下の取組を行います。

＜生徒が主体となった活動＞

1 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

○異学年交流の実施

○ホームルームでの話し合い活動の実施

○ボランティア活動の推進

○生徒会による諸行事（対面式、遠足、体育大会、クラスマッチ、予餞会など）の企画運営

＜教職員が主体となった活動＞

1 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

○面白くてためになると感じる授業の構築（個別指導、学び直し等）

○職員相互の授業研究会の実施（学校公開・授業参観週間）

2 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、生徒に寄りそった相談体制づくりを目指します。

○教育相談週間の設定

3 教科やホームルーム活動の時間等に、道徳や情報モラルなどいじめに関する話題を盛り込み、いじめは許されないという人権感覚を育むことを目指します。

○教科指導、ホームルーム活動の工夫

○人権教育、情報モラル教育の充実

イ 早期発見

(ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

(イ) 教職員（特に学級担任）は、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努めます。

(ウ) 定期的なアンケート調査（無記名方式）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。アンケート調査の結果についてはいじめ不登校対策委員会で検討した後、職員間で情報の共有を図ります。

(エ) 中途退学対策対応教員は生徒オリエンテーションや PTA 総会時に相談室の利用（いじめ相談等）や電話相談窓口（生徒指導主事・中途退学対策対応教員）についての周知を行います。

(オ) 生徒からの相談や聞き取りについては、学級担任・養護教諭・ハートサポー

ター・中途退学対策対応教員等、生徒が相談しやすい体制の構築に努めます。

(カ) 生徒からの相談において、生徒からの SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

(キ) 具体的な活動として以下のような取組を行います。

○教育相談週間の設定

○2者面談の実施

○家庭訪問の実施

○いじめの相談窓口の周知

○いじめ等のアンケートの実施

○いじめ不登校対策委員会・学年会・生徒情報交換会での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通します。特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを全教職員に周知します。

(イ) 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係わる情報を適切に記録しておきます。

(ウ) 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(エ) 加害生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害生徒及びその家族との関係に配慮します。

(オ) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、説明責任に努めます。

(カ) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察します。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害

生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。なお、いじめ不登校対策委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにします。

<指導・支援を行う上での留意点>

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解するとともに、相手の苦痛を感じることができるようになる指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の在り方・生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める（傍観者にならない）
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

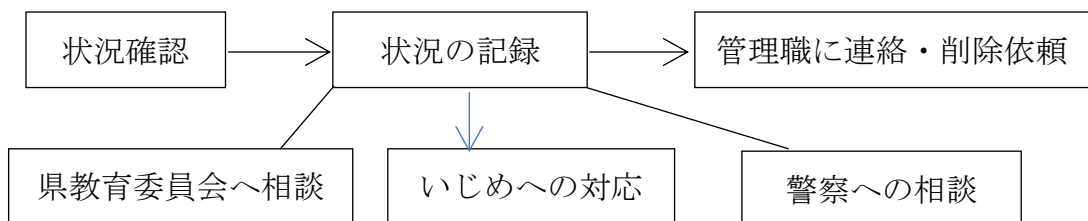
エ インターネット上のいじめへの対応

(ア) ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 人権教育の推進を図ります。
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

(イ) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

2 重大事態への対処

(1) 県（教育委員会）又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(ア) 重大事態の意味について

a 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

b 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

c 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

d 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

e 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事に、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

- a 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- b 重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告する。県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。
- c 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、県が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、県が調査を実施する。
- d 県は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

- a 県又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係わる調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。
- b 県立学校の重大事態について県教育委員会が調査を行うときは、第2の1(2)により設置される教育委員会いじめ防止附属機関を調査を行うための組織として活用する。
- c 県立学校が調査の主体となる場合、2(2)アにより設置されるいじめ不登校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- d 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- a 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- b 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- c 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- d 当該調査を実りあるものにするために、県・学校自身が、たとえ、不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- e 県又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合>

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、原則として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者が積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

＜いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合＞

- 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍生徒や職員に対して質問紙調査や聞き取り調査などを行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死にいたった経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、県または学校は、遺族に対して主体的に、在校生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - ・ 詳しい調査を行うに当たり、県又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する指針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - ・ 学校が調査を行う場合は、県は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど適切な対応を行う。
 - ・ 情報発信・提供については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や遺族の心情に配慮すること、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(カ) その他留意事項

- a 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- b 事案の重大性を踏まえ、県の積極的な支援が必要となる場合がある。必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として他の県立学校への転学等の措置を行うことができるよう、県教育委員会が県立学校間の連携を図る等の措置を行う。
- c 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。県及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- a 県又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を負うことを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- b これらの情報の提供に当たっては、県又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報を過度に重視するあまり、説明を怠ることがないように留意する。
- c 質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d 学校が調査を行う場合においては、県は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

- a 調査結果については、知事に報告する。
- b 上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 県は、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 県は、市町村における地方いじめ防止基本指針及び県立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。